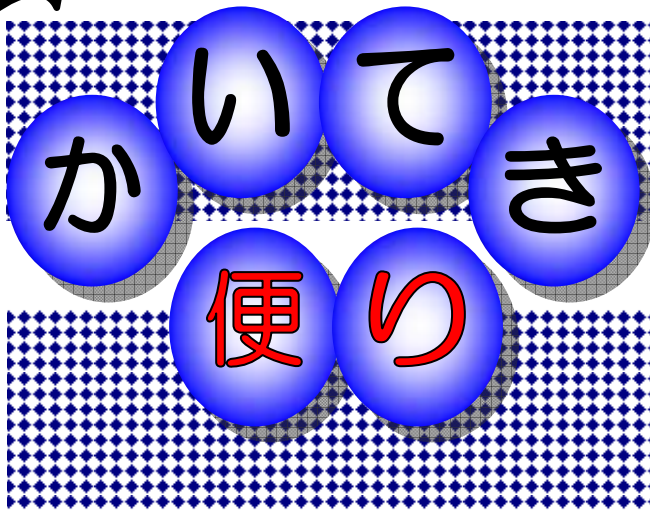


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★



INDEX

- お知らせ
「新年の挨拶」
「平成23年度「東京都介護雇用プログラム事業」の受託事業者を公募」
「平成23年度介護職員処遇改善交付金の第1回締切が迫っています！」
- 最近の動向
「平成22年度介護従事者処遇状況等調査結果等が報告されました」
「介護サービス事業所の指定の取消処分について」
- 注意
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」

平成23年1月1日発行 第78号

○ 新年の挨拶

お知らせ

事業者の皆様、新年おめでとうございます。

昨年は、次期介護保険制度の改正に向けて社会保障審議会介護保険部会で審議が行われ、様々な意見が交わされました。国は、見直し案を明らかにしましたが、両論併記が多く、最終的には政治判断に委ねる形になっています。

そうした中、都は、大都市の実態に即した介護保険制度のあり方に対する緊急提言を2度にわたり行いました。

今年は、次期報酬改定の議論を行う重要な1年になることから、国に対して、介護保険が高齢者やその家族、事業者の実態に即した制度・サービスになるよう提案してまいります。

一方、介護保険を持続可能な制度として維持するためには、東京都、保険者及び事業者等が協力し、介護給付の適正化を推進することにより介護保険制度への信頼を高める必要があります。利用者にとってより良い制度となるよう、東京都も積極的に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 狩野 信夫

○ 平成23年度「東京都介護雇用プログラム事業」の受託事業者を公募

お知らせ

都では、緊急雇用創出事業として、平成21年度から「東京都介護雇用プログラム事業」を実施しています。

平成23年度も引き続き本事業を実施するため、介護福祉士国家資格取得又はホームヘルパー養成研修2級課程の修了を目指す離職者等を雇用する受託事業者の公募を行います。

公募期間は、平成23年1月11日(火)から21日(金)まで【必着】を予定しています。

応募を希望される事業者は、1月上旬に以下のホームページにて、公募の詳細や、公募要領、応募書類の様式等を掲載しますので、内容をご確認のうえ、期日までに応募書類をご提出ください。

《東京都介護雇用プログラム》

離職者等を有期雇用契約労働者として新規に雇用し、介護施設等において介護労働に従事させるとともに、雇用期間中の勤務の一部として、介護福祉士養成施設の講座又は訪問介護員養成研修2級課程の養成講座を受講させるものです。

【東京都福祉保健局ホームページ】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigokoyouprg/>

○ 平成23年度介護職員処遇改善交付金の第1回締切が迫っています！

お知らせ

平成23年度の介護職員処遇改善交付金の交付申請を郵送にて受け付けています。平成22年度分の交付金を受給している事業者の方でも、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

なお、12か月分受給するためには、平成23年1月17日(月)までに書類をご提出ください。【必着】

申請書類、記載方法等につきましては、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【処遇改善交付金お問い合わせ専用電話】

TEL03-5320-4343 ※受付時間：平日9時30分～17時(11時45分～13時15分を除く)

○ 平成22年度介護従事者処遇状況等調査結果等が報告されました

平成22年12月20日に「社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会(第5回)」が開催されました。今回の委員会において、介護従事者処遇改善交付金実施後の処遇改善状況の調査結果及び次期報酬改定の基礎資料となる介護事業経営概況調査の調査結果等が報告されています。委員会の資料については、以下の厚生労働省ホームページに掲載されています。

なお、今回の議題は、次のとおりです。

- ・平成22年介護従事者処遇改善状況等調査の結果について
- ・平成22年介護事業経営概況調査の結果について 等

【厚生労働省ホームページ】

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000z4ss.html>)

○ 介護サービス事業所の指定の取消処分について

東京都福祉保健局は、平成22年11月29日付で「株式会社エフレ」(世田谷区所在)が運営する指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業所「エフレ介護ステーション」及び指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業所「介護ショップサポーターズ」に対して、平成22年12月29日をもって指定を取り消すことを決定しました。返還予定額は、約15,400万円。主な処分理由は、以下のとおりです。

1 エフレ介護ステーション

(1) 訪問介護

- ア 人員基準違反(指定時から、サービス提供責任者は、常勤専従での勤務となっていない。)
- イ 不正請求(実際には提供していないサービスについて、介護報酬を不正に請求し、受領した。)
- ウ 虚偽の報告(実地検査の事前提出資料において、退職職員を勤務しているとした虚偽の書類を作成・報告した。)
- エ 虚偽の指定申請(他の事業所に勤務している者を常勤専従のサービス提供責任者として申請し、また、不正な方法により作成した書類を使用して、指定を受けた。)
- オ 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為(居宅サービス計画に基づかないサービスを提供しているにもかかわらず、居宅サービス計画に基づいてサービス提供を行ったとして、ヘルパー活動日誌を作成した。また、事業所が保管している全利用者分の印鑑を使用して、利用者確認印を押印した。)

(2) 介護予防訪問介護については、(1)ア、ウ、エと同趣旨

2 介護ショップサポーターズ

(1) 福祉用具貸与

- ア 人員基準違反(指定時から、福祉用具専門相談員が、常勤換算方法で2名以上配置されていない。)
- イ 虚偽の報告(実地検査の事前提出資料において、2名の福祉用具相談員は、当該相談員の業務を行っていないのに、行っていると虚偽の書類を作成し、報告した。)
- ウ 虚偽の指定申請(他の事業所に勤務している者を常勤の福祉用具相談員として申請し、また、不正な方法により作成した書類を使用して、指定を受けた。)

(2) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与については、(1)ア～ウと同趣旨

※ 詳細は、以下のホームページに掲載されています。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者に関する情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/index.html)

【お問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成22年12月3日付) 詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html)